

申請-3

【建築確認済書等】

- 建築確認許可書又は工事届出済証明願の場合は鑑（表紙）のみの写しで構いません。
- 工事届出の場合は受領印があることをご確認ください。
- 住宅の新築又は増築がない場合は浄化槽設置届出のみで構いません。

申請-4

【位置図】

- 合併処理浄化槽を設置する家分かる地図で、ゼンリン等の地図で構いません。

申請-5

【配管図等】

- 住宅内で、どこの排水がどのような経路で浄化槽に流れ込み、どのような経路で放流されるのか、記載をお願いします。
 - 2階に水回りがなくても可能な限り表記をお願いします。
 - 可能であればマスに番号を付けてください。
- ※放流先の協議が必要であった場合は、書面の写しを付けてください

浴槽、トイレの数を確認

申請-6

【人槽算定根拠資料】

- 浄化槽の人槽を確定するための算定根拠となる面積が分かるようにお願いします。
- 申請-3 の建築確認書等があれば省略しても構いません。
- 申請-5 の配管図や見取図と一緒に表記されていれば省略しても構いません。

申請-7

【見積書の写し】

- 必ず以下の項目について、それぞれ事業費を記入している見積書の写しをご用意ください。
 - ・ 合併処理浄化槽のメーカー名と機種、本体価格
「国庫補助指針」に適合しない合併処理浄化槽は補助の対象になりません。
 - ・ ブロワのメーカー名と機種、本体価格
 - ・ 掘削及び基礎工事について
 - ・ 据え付け工事について
 - ・ 配管工事について
 - ・ 升工事について
 - ・ 電気工事、ブロワ据え付け工事について
 - ・ その他の特殊工事
 - ・ 諸経費
- 見積書は消費税込額でも消費税抜額でもどちらでも構いませんが、消費税込額が交付申請書（申請-1）以下全ての書類中の「総事業費」と同額であるようお願いいたします。

施工業者の印鑑があるか
消費税（10%）込みになっているか